

大通交流拠点地区について



1 都市計画の内容

道路の変更

- ・ (仮称)札幌駅前通公共地下歩道：区域の変更

都市高速鉄道の変更

- ・ 南北線(大通駅)：区域の変更

地区計画の決定

- ・ 名称：大通交流拠点地区
- ・ 位置：札幌市中央区北1条西3丁目、大通西3丁目、大通西4丁目の一部
- ・ 面積：2.7ha

2 経緯

- ・ 当地区は、「都心まちづくり計画」において、「にぎわいの軸」(札幌駅前通)と「はぐくみの軸」(大通)の交点として「大通交流拠点」に位置づけられている。
- ・ 当地区では、関係権利者により検討会が設立され、人々の多様な交流を支援するとともに、都心内での中心性を象徴的に表現する場の形成を基本理念とする「大通交流拠点まちづくりガイドライン」を策定し、同ガイドラインを具現化するため、地区計画の決定に関する都市計画提案が提出された。
- ・ 提案の内容は、地区計画により建築物の用途、容積率の最高限度、敷地面積の

最低限度、壁面の位置の制限、高さの最高限度、立体道路制度における重複利用区域などの制限を行うものである。

3 理由

都市計画法第21条の2による都市計画の提案を受け、その提案内容は、都市機能の高度化や重層的な歩行者ネットワークの形成などにより、都心の中心部としての骨格軸や交流拠点の形成を図るものであり、上位計画に即しているものであることから、都市計画の決定を行う。

(参考)

都市計画提案制度

地域のまちづくりを進めるにあたって、必要とする都市計画の決定や変更を土地の所有者などが提案できる制度。